

2-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 5,680単位</p> <p>（二）要介護2 10,138単位</p> <p>（三）要介護3 16,833単位</p> <p>（四）要介護4 21,293単位</p> <p>（五）要介護5 25,752単位</p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>（一）要介護1 8,287単位</p> <p>（二）要介護2 12,946単位</p> <p>（三）要介護3 19,762単位</p> <p>（四）要介護4 24,361単位</p> <p>（五）要介護5 29,512単位</p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）</p> <p>(1) 要介護1 5,680単位</p> <p>(2) 要介護2 10,138単位</p> <p>(3) 要介護3 16,833単位</p> <p>(4) 要介護4 21,293単位</p> <p>(5) 要介護5 25,752単位</p> <p>リ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからトまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	<p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>（一）要介護1 5,666単位</p> <p>（二）要介護2 10,114単位</p> <p>（三）要介護3 16,793単位</p> <p>（四）要介護4 21,242単位</p> <p>（五）要介護5 25,690単位</p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>（一）要介護1 8,267単位</p> <p>（二）要介護2 12,915単位</p> <p>（三）要介護3 19,714単位</p> <p>（四）要介護4 24,302単位</p> <p>（五）要介護5 29,441単位</p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）</p> <p>(1) 要介護1 5,666単位</p> <p>(2) 要介護2 10,114単位</p> <p>(3) 要介護3 16,793単位</p> <p>(4) 要介護4 21,242単位</p> <p>(5) 要介護5 25,690単位</p> <p>（新設）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（一） 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>（二） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>（四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村</p>	<p>→大臣基準告示・四十八の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-2 夜間対応型訪問介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前																
<p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数の内容は次のとおり。</p> <p>別表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）</td> <td style="text-align: right;">1,013単位</td> </tr> <tr> <td>注（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 定期巡回サービス費（1回につき）</td> <td style="text-align: right;">379単位</td> </tr> <tr> <td>注（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）</td> <td style="text-align: right;">578単位</td> </tr> <tr> <td>注（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）</td> <td style="text-align: right;">778単位</td> </tr> <tr> <td>注（略）</td> <td></td> </tr> </table> </div> <p>□ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 1月につき2,751単位</p> <p>ホ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからハまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからハまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>○ 夜間対応型訪問介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> </div>	1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	1,013単位	注（略）		2 定期巡回サービス費（1回につき）	379単位	注（略）		3 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）	578単位	注（略）		4 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）	778単位	注（略）		<p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>→平18厚生労働省告示268・別表</p> <p>□ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 1月につき2,742単位</p> <p>（新設）</p> <p>→大臣基準告示・五十一の二</p>
1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	1,013単位																
注（略）																	
2 定期巡回サービス費（1回につき）	379単位																
注（略）																	
3 随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）	578単位																
注（略）																	
4 随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）	778単位																
注（略）																	

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定夜間対応型訪問介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定夜間対応型訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 夜間対応型訪問介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）のいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 夜間対応型訪問介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-2の2 地域密着型通所介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2の2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ 地域密着型通所介護費</p> <p>(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>(一) 要介護1 409単位</p> <p>(二) 要介護2 469単位</p> <p>(三) 要介護3 530単位</p> <p>(四) 要介護4 589単位</p> <p>(五) 要介護5 651単位</p>	<p>2の2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ 地域密着型通所介護費</p> <p>(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p>(一) 要介護1 407単位</p> <p>(二) 要介護2 466単位</p> <p>(三) 要介護3 527単位</p> <p>(四) 要介護4 586単位</p> <p>(五) 要介護5 647単位</p>

改 正 後	改 正 前		
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	428単位	(一) 要介護 1	426単位
(二) 要介護 2	491単位	(二) 要介護 2	488単位
(三) 要介護 3	555単位	(三) 要介護 3	552単位
(四) 要介護 4	617単位	(四) 要介護 4	614単位
(五) 要介護 5	682単位	(五) 要介護 5	678単位
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	645単位	(一) 要介護 1	641単位
(二) 要介護 2	761単位	(二) 要介護 2	757単位
(三) 要介護 3	879単位	(三) 要介護 3	874単位
(四) 要介護 4	995単位	(四) 要介護 4	990単位
(五) 要介護 5	1,113単位	(五) 要介護 5	1,107単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	666単位	(一) 要介護 1	662単位
(二) 要介護 2	786単位	(二) 要介護 2	782単位
(三) 要介護 3	908単位	(三) 要介護 3	903単位
(四) 要介護 4	1,029単位	(四) 要介護 4	1,023単位
(五) 要介護 5	1,150単位	(五) 要介護 5	1,144単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	739単位	(一) 要介護 1	735単位
(二) 要介護 2	873単位	(二) 要介護 2	868単位
(三) 要介護 3	1,012単位	(三) 要介護 3	1,006単位
(四) 要介護 4	1,150単位	(四) 要介護 4	1,144単位
(五) 要介護 5	1,288単位	(五) 要介護 5	1,281単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合		
(一) 要介護 1	768単位	(一) 要介護 1	764単位
(二) 要介護 2	908単位	(二) 要介護 2	903単位
(三) 要介護 3	1,052単位	(三) 要介護 3	1,046単位
(四) 要介護 4	1,197単位	(四) 要介護 4	1,190単位
(五) 要介護 5	1,339単位	(五) 要介護 5	1,332単位
□ 療養通所介護費	□ 療養通所介護費		
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,012単位	(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,007単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,519単位	(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,511単位
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数			
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数			
※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。	→大臣基準告示・五十一の十		
○ 地域密着型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準			
イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			
(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。			
(二) 指定地域密着型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。			
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能			

改 正 後	改 正 前
<p>のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-3 認知症対応型通所介護費 (単位数表) 新旧対照表

(下線部分は令和元年10月改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 540単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 594単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 650単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 705単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 759単位</p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 566単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 623単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 681単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 738単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 795単位</p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 853単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 945単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 1,035単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 1,127単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 1,219単位</p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 875単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 969単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 1,061単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 1,156単位</p>	<p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護費(i)</p> <p>(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 538単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 592単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 647単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 702単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 756単位</p> <p>(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 564単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 620単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 678単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 735単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 792単位</p> <p>(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 849単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 941単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 1,031単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 1,122単位</p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 1,214単位</p> <p>(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 871単位</p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 965単位</p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 1,057単位</p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 1,151単位</p>

改 正 後	改 正 前
e 要介護5 (五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	e 要介護5 (五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)
(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(二) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(三) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(四) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	(五) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	(六) 所要時間8時間以上9時間未満の場合
a 要介護1	a 要介護1
b 要介護2	b 要介護2
c 要介護3	c 要介護3
d 要介護4	d 要介護4
e 要介護5	e 要介護5
□ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	□ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
(一) 要介護1	(一) 要介護1
(二) 要介護2	(二) 要介護2
(三) 要介護3	(三) 要介護3
(四) 要介護4	(四) 要介護4
(五) 要介護5	(五) 要介護5
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

改 正 後	改 正 前
(一) 要介護 1 455単位	(一) 要介護 1 453単位
(二) 要介護 2 470単位	(二) 要介護 2 468単位
(三) 要介護 3 487単位	(三) 要介護 3 485単位
(四) 要介護 4 503単位	(四) 要介護 4 501単位
(五) 要介護 5 519単位	(五) 要介護 5 517単位
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合
(一) 要介護 1 520単位	(一) 要介護 1 518単位
(二) 要介護 2 539単位	(二) 要介護 2 537単位
(三) 要介護 3 557単位	(三) 要介護 3 555単位
(四) 要介護 4 575単位	(四) 要介護 4 573単位
(五) 要介護 5 595単位	(五) 要介護 5 593単位
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合
(一) 要介護 1 537単位	(一) 要介護 1 535単位
(二) 要介護 2 556単位	(二) 要介護 2 554単位
(三) 要介護 3 575単位	(三) 要介護 3 573単位
(四) 要介護 4 594単位	(四) 要介護 4 592単位
(五) 要介護 5 615単位	(五) 要介護 5 612単位
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからハまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数	
※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。	
○ 認知症対応型通所介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	
(二) 指定認知症対応型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。	
(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。	
(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。	
(2) 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	
(4) 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告	

→大臣基準告示・五十三の二

改 正 後	改 正 前
<p>すること。</p> <p>(5) 認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-4 小規模多機能型居宅介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 10,364単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 15,232単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(三) 要介護3 22,157単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(四) 要介護4 24,454単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(五) 要介護5 26,964単位</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 9,338単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 13,724単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(三) 要介護3 19,963単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(四) 要介護4 22,033単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(五) 要介護5 24,295単位</p> <p>□ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 要介護1 567単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 要介護2 634単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 要介護3 703単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 要介護4 770単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 要介護5 835単位</p> <p>カ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからヲまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	<p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 10,320単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 15,167単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(三) 要介護3 22,062単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(四) 要介護4 24,350単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(五) 要介護5 26,849単位</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 9,298単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 13,665単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(三) 要介護3 19,878単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(四) 要介護4 21,939単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(五) 要介護5 24,191単位</p> <p>□ 短期利用居宅介護費（1日につき）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 要介護1 565単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 要介護2 632単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 要介護3 700単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 要介護4 767単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 要介護5 832単位</p> <p>（新設）</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。</p> <p>○ 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画</p>	<p>→大臣基準告示・五十八の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-5 認知症対応型共同生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>5 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 761単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 797単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(三) 要介護3 820単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(四) 要介護4 837単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(五) 要介護5 854単位</p> <p>(2) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 749単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 784単位</p>	<p>5 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 759単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 795単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(三) 要介護3 818単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(四) 要介護4 835単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(五) 要介護5 852単位</p> <p>(2) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）</p> <p style="padding-left: 20px;">(一) 要介護1 747単位</p> <p style="padding-left: 20px;">(二) 要介護2 782単位</p>

改 正 後	改 正 前
(三) 要介護3 808単位	(三) 要介護3 806単位
(四) 要介護4 824単位	(四) 要介護4 822単位
(五) 要介護5 840単位	(五) 要介護5 838単位
□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費（1日につき）
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）
（一）要介護1 789単位	（一）要介護1 787単位
（二）要介護2 825単位	（二）要介護2 823単位
（三）要介護3 849単位	（三）要介護3 847単位
（四）要介護4 865単位	（四）要介護4 863単位
（五）要介護5 882単位	（五）要介護5 880単位
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）
（一）要介護1 777単位	（一）要介護1 775単位
（二）要介護2 813単位	（二）要介護2 811単位
（三）要介護3 837単位	（三）要介護3 835単位
（四）要介護4 853単位	（四）要介護4 851単位
（五）要介護5 869単位	（五）要介護5 867単位
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからヌまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数	
(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イからヌまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	
※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。	
○ 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準	
イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	
(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	
（一） 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	
（二） 指定認知症対応型共同生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。	
（三） 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。	
（四） 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。	
(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	
(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	
(4) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	

→大臣基準告示・六十の二

改 正 後	改 正 前
<p>(5) 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-6 地域密着型特定施設入居者生活介護費（単位数表） 新旧対照表

(下線部分は令和元年10月改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護 1 <u>535単位</u></p> <p>(2) 要介護 2 <u>601単位</u></p> <p>(3) 要介護 3 <u>670単位</u></p> <p>(4) 要介護 4 <u>734単位</u></p> <p>(5) 要介護 5 <u>802単位</u></p> <p>□ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護 1 <u>535単位</u></p> <p>(2) 要介護 2 <u>601単位</u></p> <p>(3) 要介護 3 <u>670単位</u></p> <p>(4) 要介護 4 <u>734単位</u></p> <p>(5) 要介護 5 <u>802単位</u></p> <p>チ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p>	<p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護 1 <u>534単位</u></p> <p>(2) 要介護 2 <u>599単位</u></p> <p>(3) 要介護 3 <u>668単位</u></p> <p>(4) 要介護 4 <u>732単位</u></p> <p>(5) 要介護 5 <u>800単位</u></p> <p>□ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）</p> <p>(1) 要介護 1 <u>534単位</u></p> <p>(2) 要介護 2 <u>599単位</u></p> <p>(3) 要介護 3 <u>668単位</u></p> <p>(4) 要介護 4 <u>732単位</u></p> <p>(5) 要介護 5 <u>800単位</u></p> <p>(新設)</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p>	<p>→大臣基準告示・六十二の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(二) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費の注4の入居継続支援加算又は地域密着型特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（1日につき）</p> <p>（一）要介護1 567単位</p> <p>（二）要介護2 636単位</p> <p>（三）要介護3 706単位</p> <p>（四）要介護4 776単位</p> <p>（五）要介護5 843単位</p> <p>(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（1日につき）</p> <p>（一）要介護1 567単位</p> <p>（二）要介護2 636単位</p> <p>（三）要介護3 706単位</p> <p>（四）要介護4 776単位</p> <p>（五）要介護5 843単位</p> <p>□ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）</p>	<p>7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（1日につき）</p> <p>（一）要介護1 565単位</p> <p>（二）要介護2 634単位</p> <p>（三）要介護3 704単位</p> <p>（四）要介護4 774単位</p> <p>（五）要介護5 841単位</p> <p>(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（1日につき）</p> <p>（一）要介護1 565単位</p> <p>（二）要介護2 634単位</p> <p>（三）要介護3 704単位</p> <p>（四）要介護4 774単位</p> <p>（五）要介護5 841単位</p> <p>□ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費</p> <p>(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）</p>

改 正 後	改 正 前
(1日につき) (一) 要介護1 646単位 (二) 要介護2 714単位 (三) 要介護3 787単位 (四) 要介護4 857単位 (五) 要介護5 925単位 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) (一) 要介護1 646単位 (二) 要介護2 714単位 (三) 要介護3 787単位 (四) 要介護4 857単位 (五) 要介護5 925単位 ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (一) 要介護1 661単位 (二) 要介護2 726単位 (三) 要介護3 796単位 (四) 要介護4 861単位 (五) 要介護5 926単位 (2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (一) 要介護1 661単位 (二) 要介護2 726単位 (三) 要介護3 796単位 (四) 要介護4 861単位 (五) 要介護5 926単位 ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (一) 要介護1 732単位 (二) 要介護2 797単位 (三) 要介護3 868単位 (四) 要介護4 934単位 (五) 要介護5 998単位 (2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (一) 要介護1 732単位 (二) 要介護2 797単位 (三) 要介護3 868単位 (四) 要介護4 934単位 (五) 要介護5 998単位 ノ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	(1日につき) (一) 要介護1 644単位 (二) 要介護2 712単位 (三) 要介護3 785単位 (四) 要介護4 854単位 (五) 要介護5 922単位 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) (一) 要介護1 644単位 (二) 要介護2 712単位 (三) 要介護3 785単位 (四) 要介護4 854単位 (五) 要介護5 922単位 ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (一) 要介護1 659単位 (二) 要介護2 724単位 (三) 要介護3 794単位 (四) 要介護4 859単位 (五) 要介護5 923単位 (2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (一) 要介護1 659単位 (二) 要介護2 724単位 (三) 要介護3 794単位 (四) 要介護4 859単位 (五) 要介護5 923単位 ニ ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき) (1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (一) 要介護1 730単位 (二) 要介護2 795単位 (三) 要介護3 866単位 (四) 要介護4 931単位 (五) 要介護5 995単位 (2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (一) 要介護1 730単位 (二) 要介護2 795単位 (三) 要介護3 866単位 (四) 要介護4 931単位 (五) 要介護5 995単位 (新設)
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が月額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこ	→大臣基準告示・七十三の二

改 正 後	改 正 前
<p>と。</p> <p>(二) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注5の日常生活継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

2-8 複合型サービス費（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>8 複合型サービス費</p> <p>イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</p> <p>（一）要介護1 12,401単位</p> <p>（二）要介護2 17,352単位</p> <p>（三）要介護3 24,392単位</p> <p>（四）要介護4 27,665単位</p> <p>（五）要介護5 31,293単位</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>（一）要介護1 11,173単位</p> <p>（二）要介護2 15,634単位</p> <p>（三）要介護3 21,977単位</p>	<p>8 複合型サービス費</p> <p>イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）</p> <p>(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合</p> <p>（一）要介護1 12,341単位</p> <p>（二）要介護2 17,268単位</p> <p>（三）要介護3 24,274単位</p> <p>（四）要介護4 27,531単位</p> <p>（五）要介護5 31,141単位</p> <p>(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合</p> <p>（一）要介護1 11,119単位</p> <p>（二）要介護2 15,558単位</p> <p>（三）要介護3 21,871単位</p>

改 正 後	改 正 前
(四) 要介護 4 24,926単位 (五) 要介護 5 28,195単位 □ 短期利用居宅介護費（1日につき） (1) 要介護 1 568単位 (2) 要介護 2 635単位 (3) 要介護 3 703単位 (4) 要介護 4 770単位 (5) 要介護 5 836単位	(四) 要介護 4 24,805単位 (五) 要介護 5 28,058単位 □ 短期利用居宅介護費（1日につき） (1) 要介護 1 565単位 (2) 要介護 2 632単位 (3) 要介護 3 700単位 (4) 要介護 4 767単位 (5) 要介護 5 832単位
タ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）イからカまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イからカまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数	(新設)
※ 別に厚生労働大臣が定める基準は次のとおり。 ○ 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 (2) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 看護小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イのいずれかを算定していること。 (6) 看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 (7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。	→大臣基準告示・八十一の二

改正後	改正前
<p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	